

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第19号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和 6年名古屋市条例第29号）の施行期日は、令和 7年 4月 1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。